

国住指第3500号  
令和3年1月18日

各都道府県 建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

I Tを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る  
重要事項説明の本格運用について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項に基づく、設計受託契約等に係る重要事項説明について、I Tを活用して実施する際の取り扱いについて、下記の通り通知します。

記

建築士法第24条の7第1項において、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない旨規定されております。

本規定については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、「I Tを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について」（令和2年5月1日付国住指第231号。以下「暫定措置に関する通知」という。）において、テレビ会議等のI Tを活用した重要事項の説明（以下「I T重説」という。）についても、当面の暫定的な措置として、建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととしておりました。また、本暫定措置の今後の取り扱いについては、今後改めて通知することとし、更に中長期的なI T重説の在り方については、今後社会実験の実施及びその結果の検証等を進めることとしておりました。

その後、「I Tを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験について」（令和2年6月10日付事務連絡）に基づき、中長期的なI T重説の在り方について、令和2年7月から11月にかけて社会実験を実施し、その結果の検証等を行いました（別添）。

本社会実験の結果、I T重説について特段の問題が見られなかったことから、今後

は I T 重説を暫定的な措置ではなく恒久的な措置として、別添実施マニュアルに即した形で行われる I T 重説について、建築士法第 24 条の 7 第 1 項に基づく説明として取り扱います。

なお、暫定措置に関する通知中の、建築主において必要な環境を整備することが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、当面の間、引き続き同項に基づく説明として扱うこととします。

以上

<p><b>【問合せ先】</b> 国土交通省住宅局建築指導課 田伏、石塚、北川 TEL : 03-5253-8513</p>
--